

## 新型コロナウイルス感染症を「5類」と位置づけた場合も

### 必要な医療提供体制の拡充を

2023年3月28日

高知保険医協会

2022年度第12回理事会

政府は、新型コロナウイルス感染症の位置づけについて、5月8日に季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行させる方針を決定した。5類移行に伴って、公費による治療が原則廃止の方向で、診療報酬の特例や病床確保料は縮小され、入院調整も医療機関で行う方向とされている。このような取り扱いの転換による影響が様々に懸念されるが、特に高齢者の医療については慎重に取り扱うべきである。

5類への引き下げの理由として政府は、高齢者も含めて重症化率・死亡率が季節性インフルエンザよりも低下していることや経済への影響などを挙げているが、新型コロナウイルス感染症の感染力は季節性インフルエンザの数倍あり、高齢者施設等でのクラスターが多数発生してきた。クラスター発生の中で、入院先が確保できずに施設等で療養を求められ、場合によっては命を落とす例が多くあった。こうした状況の中で政府が示している方向での取り扱いの転換が行われれば、今まで以上に高齢者施設等での療養は増加し、クラスター発生も続く可能性がある。診療報酬によって保障された医療提供体制の拡充を中心として、今後の新興感染症も含めて、入院が必要な方が入院できるよう、以下の対策を求める。

- 一.新型コロナウイルス感染症の検査及び治療に対する公費負担を継続すること。
- 一.診療報酬の特例措置及びコロナ対応病床（空床確保）への財政措置を継続すること。
- 一.必要な医療提供体制確保のために、診療報酬の抜本的な引き上げを行うこと。
- 一.高齢者施設や障害者施設での感染症患者の治療を施設での療養を当然視せず、今後新興感染症が発生した場合に備えて、入院も含めて十分な治療体制を確保していくこと。